



福岡医発第 168 号 (地)
令和 6 年 4 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

生活保護法による保護の基準の一部改正に伴う
出産扶助の取扱いについて

生活保護法による出産扶助につきましては、令和 5 年 3 月 27 日付け福岡医発第 3481 号 (地) にてご連絡申し上げているところですが、今般、本年 4 月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正により、同月からの出産扶助の基準額について別添のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部保護・援護課長より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

<変更点>

1. 出産扶助基準額の増額

特別基準 : 361,000 円以内 → 363,000 円以内 (+2,000 円)

2. 出産扶助加算額の増額

衛生材料費 : 6,000 円以内 → 6,100 円以内 (+100 円)

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公印省略

6 保 援 第 6 8 号
令和 6 年 4 月 5 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部保護・援護課長

生活保護法による保護の基準の一部改正に伴う出産扶助の取扱いについて（通知）

平素より生活保護法の運営に当たっては御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正に伴い、同月からの出産扶助の基準額について別紙のとおり取り扱いますので、ご了知くださいますようお願いします。

(参考)

令和6年4月「生活保護出産扶助の取扱い」変更点について

【生活保護法による出産扶助の基準額】

出産扶助の基準額とは、生活保護法及び厚生労働大臣が定める保護の基準により定めた「生活保護を受けられている方が出産する場合に、現金支給される扶助額の上限」となります。(分べん費(基準額)、入院費、衛生材料費からなります。)

この保護の基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るために定期的に見直しが行われています。

【今回の変更内容】

① 生活保護の基準改定に係る取扱いについて

令和6年4月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正により、出産扶助基準額が変更されたことに伴い、以下のとおり見直しを行いました。

○出産扶助基準額

・特別基準 : 361,000 円以内→363,000 円以内 (+2,000 円)

○出産扶助加算額

・衛生材料費 : 6,000 円以内→6,100 円以内 (+100 円)

生活保護法による出産扶助の取扱い（R6. 4. 1）

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1 基準額	出産に要する費用	311,000 円以内	(特別基準 363,000 円以内)	※左記基準額により難しいときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算				
(1)入院料※	病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最小限度の額 (下記<参考>の考え方を参考に、個々のケースに応じて各医療機関で算定)			
(2)衛生材料費	6,100 円以内			
3 施設分べん	基準額	311,000 円以内	(特別基準 363,000 円以内)	衛生材料費 6,100 円以内
	入院料※	入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最小限度の額		
	合 計	317,100 円以内	(特別基準 369,100 円以内)	＋入院料※
3 居宅分べん	基準額	311,000 円以内	(特別基準 363,000 円以内)	衛生材料費 6,100 円以内
	合 計	317,100 円以内	(特別基準 369,100 円以内)	
4 異常分べん	基準額	311,000 円以内	(特別基準 363,000 円以内)	衛生材料費 6,100 円以内
	合 計	317,100 円以内	(特別基準 369,100 円以内)	
	入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7－127参照)			
5 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。 ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。 (別冊問答集 問7－128参照)			
	<医療扶助> 個々のケースに応じた必要最小限度の額 <出産扶助>(妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合に、医療扶助に加えて算定)			
	基準額	311,000 円以内	(特別基準は適用しない)	
	衛生材料費	6,100 円以内		
6 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合			
	上記 1 基準額(特別基準)に、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。			

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 （単位:点）※

病院、診療所 (1日あたり)	一般病棟入院基本料 急性期一般入院料6	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費
	1,382	450	(注)②のとおり	25	192

助産師、 助産所等施設 (1日あたり)	有床診療所入院基本料1 (14日以内)	在宅患者支援病棟 初期加算(21日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費
	917	300	15	(注)②のとおり	151.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料6を適用。

② 地域加算は地域により以下の点数を算定する。

地域	地域加算(単位:点)
福岡市・春日市・福津市	9
太宰府市・糸島市・新宮町・粕屋町・古賀市・久山町	5
北九州市・筑紫野市・那珂川市・宇美町・篠栗町・須恵町・志免町 ・飯塚市・大野城市	3
上記以外	0

③ 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

④ 点数については令和4年4月版による。

※ 入院料は、入院料算定基礎を参考に算出しますが、実態に応じて、医療機関により個々の算定が異なります。